

札幌市（清掃事務所・業務課）

対 共同住宅オーナー関係

問題事例	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・居住者に対する排出指導への、協力が得られない。 ・オーナーが近所に住んでいないため、協力が得られない。 ・共同住宅専用ごみSTの設置に協力してもらえない。 ・オーナーの住所がわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出状況が分かる、ごみSTの写真を撮って、この写真を基に排出指導への理解を求める。必要に応じて文書による依頼を行う。 ・専用ごみSTの設置による排出マナー改善例を蓄積し、このような改善例を基に必要性の理解を求める。必要に応じて文書による依頼を行う。 ・固定資産税情報や登記情報を調査する。

対 管理会社関係

問題事例	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・居住者に対する排出指導への、協力が得られない。 ・管理会社が特定できない。 ・ごみSTへの掲出物（ごみSTステッカー等）が従前のままである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出状況が分かる、ごみSTの写真を撮って、この写真を基に、排出指導への理解を求める。必要に応じて文書による依頼を行う。 ・居住者やオーナーから聴取する。 ・協議会（不動産関係団体）を通じて、傘下の会員に管理会社名の掲出協力を依頼する。 ・掲出物の更新を依頼する。

対 共同住宅居住者関係

問題事例	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・不適正排出者が特定できない。 ・排出ルールが浸透しない。 ・排出されたごみに、×印シールを張っても、持ち帰ってもらえない。（ごみSTのごみ箱化） ・個別に指導しても、ごみ排出マナーが改善しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者へのチラシのポスティング等を行い、排出ルールをPRする。 ・開封調査を徹底し、個別指導に結びつける。 ・オーナーや管理会社に対し、ごみの開封調査・個別指導に関するST掲示を依頼する。 ・口頭指導、文書による指導など、指導内容を工夫する。

管 理 会 社 （ 印部分は、あっせん・仲介業者 ）

対 共同住宅オーナー関係

問題事例	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・居住者に対する排出指導への、協力が得られない。 ・オーナーが近所に住んでいないため、協力が得られない。 ・共同住宅専用ごみSTの設置に協力してもらえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出状況が分かる、ごみSTの写真を撮って、この写真を基に排出指導への理解を求める。必要に応じて文書による依頼を行う。 ・専用ごみSTの設置による排出マナー改善例を蓄積し、このような改善例を基に必要性の理解を求める。必要に応じて文書による依頼を行う。

札幌市及び管理会社が、双方向から共同住宅オーナーに依頼し、排出指導への理解を求めている。

対 共同住宅居住者関係

問題事例	解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・不適正排出者を特定できない。 ・排出ルールが浸透しない。 ・×印シールが張られたごみを、持ち帰ってもらえない。（ごみSTのごみ箱化） ・個別に指導しても、ごみ排出マナーが改善しない。 ・居住者の入れ替りがあり、排出指導が徹底されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共用部分やごみSTへの掲示、居住者へのチラシのポスティング等を行い、排出ルールをPRする。 ・口頭指導、文書による指導など、指導内容を工夫する。 ・賃貸借契約のなかの、「近隣住民への迷惑行為の防止」等、一般的な条項を基に、排出ルールの遵守を依頼する。 <p style="margin-top: 10px;">あっせん・仲介業者 ・入居手続きの時に、カレンダー・チラシ等を用いて排出ルールをPRす</p>